会員各位



環境保全優良自動車関連事業場等 近畿運輸局長・滋賀運輸支局長表彰の申請受付 -環境に優しいオアシス工場を目指して-

「滋賀の環境を守る自動車事業推進協議会」

事業活動に伴って発生する産業廃棄物の適正処理や使用済み自動車の適正処理、フロン の適正な回収並びにリサイクル部品等の活用促進を図ると共に、省資源・省エネルギーを 推進し、総合的な環境保全対策と、再資源循環型社会に向けた取り組みを目的に、滋賀県 内における自動車販売・整備および自動車関連事業8団体による「滋賀の環境を守る自動 車事業推進協議会」を平成14年6月に設立し、平成15年8月に「環境保全優良自動車 関連事業場等表彰」が創設され、今年で11回目の表彰となります。

環境対策に積極的に取り組んでおられる会員事業場におかれましては、下記の要領並び に審査基準にて、表彰申請の受付を行いますのでよろしくお願いいたします。

なお、自己診断票・申請書等は当会ホームページに掲載しております。又、整備振興会 へご相談下さいますようお願いいたします。

記

1. 申請受付期間

平成25年7月1日(月)~平成25年8月30日(金)まで

2. 申认方法

申請される事業者は、事前に当会ホームページに掲載しております「自己診断票」 により最低1~2回のチェックを実施後、該当欄すべてに【○】が付くよう改善して いただき、表彰申請書に添付書類(産業廃棄物収集運搬業者・中間処理業者との委託契 約書写し等)を添えて振興会事務局へお申込ください。

なお、「協議会」にて、上申された申請書類を審査後、滋賀運輸支局へ進達いたし ます。

3. 表彰推薦基準抜粋

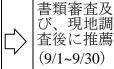
- (1)環境対策への取り組みが積極的であり、環境対策について他の事業者の模範となっ ていると認められる者。
- (2)過去3年以内に、事業に関する関係法令(道路運送車両法等)に違反がないこと。
- (3)フロン回収機を保有または借用契約を締結し、自動車リサイクル法に基づくフロン 類回収業者として滋賀県および自動車リサイクルセンターに登録を行っていること。
- 4. お問い合わせ先
 - 一般社団法人 滋賀県自動車整備振興会 教育課(小西) (TEL) 077-585-2221

<表彰申請の手順>

表彰申請をご検討の事業者は、(様式3-1) 「自己診断票」に基づき、最低1~2回チェックを 実施し、該当項目全てに○印が付くよう改 善をお願いします(6/1~8/30)

「自己診断票」に全てチェック が付いた際に、①(様式1 又は様式5)申請書と②申 請書添付書類を提出(8/30

までに)



環境保全優良自動車関連事業場適正処理状況『自己診断票』

事業場(工場)名		業種	(自整業は認証番号欄)	チェック欄は点検月日と下記の記号を記入して下				
→ → 未 场 (ユ 场 <i>)</i> 句 │				全て処理、又は実施・届出している	0			
		<u> </u>		処理、実施は不十分	Δ			
点検者	役職又は職名	氏 名		処理、実施はしていない	×			
				該当なし	簡単に理由を記入			

			チ	- ,	ック	欄
区 分	基 準 項 目	実 施 内 容 (チェックポイント)	月・日		<u>ターク</u> 月・日 /	月・日
	 許可収集運搬業者、中間処理業者との契約をしていますか。 	1. 廃棄物処理法に基づき、廃棄物の種類に合致した許可収集運搬業者・中間処理業者と個別に、処理の委託契約を行っている。	·	-		
產		2. 行政の許可証の内容(廃棄物の種類、事業区分、処理能力、許可条件、有効期間等)を 把握している。				
業	② 廃棄物の種類ごとにマニフェストを 交付していますか。	1. マニフェストは、A、B1、B2、C1、C2、D、E票の7枚綴であり、B1以下の票を廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物処理業者(収集運搬業者)に交付している。				
	(紙 · 電子)	2. マニフェストは、廃棄物の種類(金属類・廃プラスチック類・廃ガラス・廃油・L LC・汚泥等)ごと、又は、行き先(処分事業場)ごとに交付している。				
廃	③ マニフェストの交付台帳を作成して管理と保管をしていますか。 また、管理票に関する報告を行って	1. マニフェストの交付台帳を作成し、回付状況を適正に管理している。 2. 90日以内にD票、180日以内にE票が回付されない場合は、措置報告書を滋賀県に報告している。				
棄	いますか。(電子は報告不要)	3. 回付されたマニフェストは5年間保管している。 4. マニフェスト管理票に関する報告を都道府県知事等に提出している。				
Q.	④ 産業廃棄物を分別し保管をしていま	1.廃棄物の種類ごと(金属類・廃プラ類・廃ガラス・廃油・LLC等)に分別して保管している。				
物	すか。	2. 保管場所は、周囲に囲いが設けてある。 3. 保管場所は、コンクリート等により、地下浸透防止対策をしている。				
o l		4. 保管場所は、屋根、防水シート等を取り付け、雨水対策をしている。 5. 保管場所には、廃部品等の置き場である旨を明示し、かつ、保管責任者および産業				
	⑤ 廃タイヤ、廃バッテリーの適正処理	廃棄物の種類を掲示している。 1. 廃タイヤの処理は、タイヤ販売店等で構成する、適正回収ルートで処理している。				
処	をしていますか。	又は、マニフェストを使用して適正に処理している。 (紙・電子) (2. 廃バッテリーの処理は、自動車電装品販売店等で構成する、適正回収ルートで処理 している。又はマニフェストを使用して適正に処理している。 (紙・電子)				
理	⑥ 廃塗料の適正処理をしていますか。	1. 廃塗料を取扱う事業場は、廃塗料からシンナーを取り除く装置を保有している。 又は、マニフェストを使用して適正に処理している。 (紙・電子)				
	⑦ 塗料、シンナー等の取扱量を把握 していますか。	1. PRTR法に基づき、塗料、シンナー等の取扱量を把握している。 (従業員数21名以上、年間取扱量1t以上の場合、取扱量の報告義務がある。)				
1.5	① 引取業者、フロン類回収業者の登	1. 自動車リサイクル法に基づき、県に引取業者の登録を行っている。				
使用	録および「標識」の掲示をしてい ますか。	2. リサイクル促進センターに、引取業者の登録を行っている。				
用済	0- / N 0	3. 自動車リサイクル法に基づき、県にフロン類回収業者の登録を行っている。				
自		4. リサイクル促進センターに、フロン類回収業者の登録を行っている。 5. 引取業者、フロン類回収業者の「標識」又は登録通知書の掲示をしている。				
動	② 電子マニフェストを交付し、適正	日取業者、プログ類回収業者の「標識」又は登録通知書の掲示をしている。 日、引取業者の移動報告(引取、引渡)は、自社で行っている。				
車	の理をしていますか。	2. フロン類回収業者の移動報告(〃)は、自社、又は他の業者に委託している。				
の処	③ フロン類回収・破壊の適正処理、	1. フロン回収機を自社で保有している。又は借用契約を結んでいる。				
理	および年次報告をしていますか。	2. フロンガスの回収作業は、自社で行っている。又は他の回収業者に委託している。				
		3. フロン類回収量の年次報告をしている。(回収量無しの場合でも報告の義務がある。)				
	① 二酸化炭素の排出量を把握していますか。	1. 日整連の環境家計簿を活用している。又は、エコアクション21を取得している。				
環	② 二酸化炭素の排出量の削減に繋がる取組みを行っていますか。	1. コンプレッサのエア漏れ、洗車時の節水、洗車機の灯油の削減、適切な室温の設定 照明電力の削減、省エネ機器の活用、不要電源のオフ実行、待機電力の削減を行っている。				
	3 エコ整備・点検整備について広報していますか。	1. ポスター・チラシで説明をしている。				
境	④自動式車両洗浄施設(門型自動洗車 機)の設置届出をしていますか。	1. 門型自動洗車機を設置の事業場は、県 又は市に届出を行っている。 2. 公共下水に排水する場合は、公共下水道管理者に届出ている。				
(i	5 騒音・振動についてコンプレッサー	1. 騒音規制法、振動規制法、県、又は市の条例に従い届出している。				
保	等の設置届をしていますか。 ⑥ 塗装ブースの設置届出をしています か	なお、コンプレッサーの定格出力が7.5kw(10.19 ps)以上のものに限る。 1. ブース設置の事業場は、労働安全衛生法に従い有機溶剤設備設置の届出をしている。				
全		2. 集塵装置等が設置されている。 1. 作業場や駐車場等に、土壌汚染の原因となるオイルやLLC等がこぼれていない。				
E	等がこぼれていませんか。 ⑧ ごみ箱や廃棄物置場は廃棄物が溢れ	1. ごみ箱や廃棄物置場は、水質汚濁や土壌汚染の原因となる廃棄物が溢れていない。				
၈ ်	ていませんか。	2. 廃棄物は定期的に処分し大量に保管していない。				
	⑨ 敷地内に廃棄物、廃車、廃タイヤ等が放置されていませんか。	1. 敷地内の廃棄物、廃車、廃タイヤ等は、所定の場所に分別保管している。				
向	⑩ 敷地内(作業場、ショールーム、事務所)の整理整頓、雑草の除去を	1. 作業場の整理整頓を定期的に行い、環境美化に努めている。				
	定期的に行っていますか。	2. ショールーム、事務所の整理整頓を定期的に行い環境美化に努めている。 3. 敷地内の雑草等の除去を定期的に行い、環境美化に努めている。				
<u> </u>	① 浄化槽(油水分離槽を含む)の清掃を	1. 年に数回程度、浄化槽等の清掃を定期的に行ってオイル等の流失防止に努めている。				
-	定期的に行っていますか。	2. 浄化槽等からのオイルの流出がない。				
1	② 一般廃棄物を適正処理していますか。	1. 事業場から排出されるゴミ(一般ゴミ)を分別して排出している。				
	③ 廃棄物を焼却していませんか。	1.「ダイオキシンの原因となる廃棄物」の焼却をしていない。				
(1	④ 苦情対策に努めていますか。	1. 悪臭、騒音、振動などの苦情が近隣から出ていない。				

ij	① お客様にリサイクル部品情報の提供 を行っていますか。	1. 整備の依頼を受けたときに、リサイクル部品の使用が可能な旨の情報提供を行っている
サイク	② リサイクル部品取扱い工場の案内掲示を行っていますか。	 フロント等にリサイクル部品取扱いが可能な旨の掲示を行っている。 リサイクル部品(現物、カタログ等)の例示を行っている。
ル部	③ リサイクル部品入手先の確保をして ますか。	1. リサイクル部品の入手が可能な部品販売店を確保している。 2. リサイクル部品の入手先を掲示している。
品の活	④ リサイクル部品の保証期間の説明を していますか。	1. リビルト部品には保証期間の説明を行っている。(請求書、パンフレット、掲示等) 2. リユース部品の場合は、部品の保証について何らかの説明をしている。
活用	⑤ リサイクル部品の使用状況はどの程 度ですか。	1. 取り扱った主な部品名、使用量を把握している。
その他	① 事業に関する関係法令等を遵守して いますか。	1. 過去1年以内に道路運送車両法等に違反していない。 (認証・指定事業場等の監査で、警告以上の処分を受けていない。) 2. 環境・公害問題などの苦情が近隣から出ていない。

「環境保全優良自動車関連事業場等表彰式」までのスケジュール

滋賀の環境を守る自動車事業推進協議会

<表彰式までの日程表>

<表彰式まで	((の)	コ 1	主衣~	>													1	1	1	ı			,		
			業	÷	務		<i>Ь</i> п.	;	###	内		容		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	-	155		<u> </u>		生	r i		在		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
	1	環の	境保	全優項目	憂良事 とな	・業 さる	場表電「自電	影へ 己診	への取 診断票	り組み	みと 用の	して、 周知、	表彰 PR		ć	5.1 ~	8. 31	まで							
構成団体	2	会届	:員(約 出(F	且合具	員) に 書類)	推りの	蔫候 ^複	補事	F 業場	の募集	集案	内、お	よび			7	.1 ~8.	31 ま	で						
	3	会查	:員か :、並	ら届びに	間出ら に協議	れる 会	た申i への打	清書 推薦	・類の 言書類	審査の作品	お。 成と	よび現地 上申	也調				申請受	⋛付日 ~	~9. 30	まで					
協議会	4	構滋	成団 賀運	体 か 輸支	いら上 で局長	:申:	を受り の推原	ナた 蔫 書	:書類 詩類の	等の智 作成 る	審査と進	、並び 達						上	申日~	10. 5ま	で				
	⑤		議会		推薦	きされ	れたヨ	事業	き場の	書類智	審査	、およ	び						10月上	旬~11.	月中旬	まで			
運輸支局	6	近認	畿運	輸局の進	うへ、 達 達	局	長・ <u>ラ</u>	支局	员長表	彰対邹	象事	業場の	承							11月	中旬~	11.30ま	で		
	7	表	彰式	は、	・支	. 局.	長表達	彰は	t 毎年	2月1	۲,	局長表	彰は領	季年 3	月に	予定さ	れてい	います。)						

環境保全優良自動車関連事業場申請書

申請。	年 月 日	平成	年	月	日	認証番号		
事業者の氏	名又は名称					事業場の	の名称	
住	所					住	所	
電	話					電	話	
業種		所属団体				担当責任	上者 役	職又に

認証番号			指定番号		認定番号	
事業場	の名	称				
住	Ī	折				
電	Ī	話				
担当責	任者	役職と	スは職名	氏 名		

表彰基準達成状況表

◎ 下表の各基準項目に従い、実施状況調査項目欄に必要事項を記入、または 該当するものに○をしてください。 * (チェック欄は記入しないでください)

	基 準 項 目	実 施 状 況 調 査 項 目	チェック欄
	① 許可収集運搬業者、中間処理業者	★ 廃棄物処理法に基づき、廃棄物の種類に合致した許可収集運搬業者・中間処理業者との個別の契約状況は	*
	との契約していますか。	次の通り。	
	収集運搬業者名		
	廃棄物の種類		契約書の
	許 可 番 号 契約の有効期限	年月日 年月日 年月日 年月日	【写し添付】
		年月日 年月日 年月日 年月日	
	中間処理業者名 廃棄物の種類		
産	許可番号		契約書の
	契約の有効期限	年月日 年月日 年月日 年月日	【写し添付】
	② 廃棄物の種類ごとにマニフェスト	★ 紙マニフェストはA、B1、B2、C1、C2、D、E票の7枚綴りであり、B1以下の票を廃棄物処理法に基づき	*
業	を交付していますか。	処理業者(収集運搬業者)に渡す義務あり。交付状況は次の通り。	
	(紙 · 電子)	金属類 廃プラ類 廃ガラス 廃 油 廃アルカリ(LLC等) 汚 泥	
		有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無	1
廃	③ マニフェストの交付台帳を作成し	★ マニフェスト交付台帳の作成、回付状況、回付されたマニフェストの保管状況は次の通り。	*
	て、管理と保管をしていますか。 また、管理票に関する報告を行	マニフェスト交付台帳の有無 有 ・ 無	交付台帳
	っていますか。	回付状況の管理は 適正に行っている・ していない	写し添付し
棄	, ,	回付されないときの措置(府県市に報告) 報告している ・ していない]
		マニフェストの保管は 平成 年 月 から保管 (原則5年間保管)	1
		マニフェスト管理票に関する報告を都道府県知事に 提出している ・ していない	1
物	④ 産業廃棄物を分別保管しています	★ 産業廃棄物の分別保管、および保管場所の要件として周囲の囲い、地下浸透防止対策、雨水対策の屋根等の	*
170	カぇ	設置、保管場所における種類(品目)ごとの定置場の明示等については次の通り。	_
		廃棄物の分別保管は している・していない(理由:)	
		保管場所周囲の囲いの有無 有・無(理由:)	_
0		地下浸透防止対策の有無 有 (コンクリート・コンテナ・)・ 無	
		雨水対策(屋根・防水シート等)の有無 有 (屋根付・防水シート等・)・ 無]
		保管場所の明示(保管責任者名・産業有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
処	⑤ 廃タイヤ、廃バッテリーの適正処	廃棄物の種類の掲示を含む)の有無	*
	理をしていますか。	廃棄物処理法に基づく適正処理状況は次の通り。	
		魔タイヤの処理は 適正回収ルートで処理 ・ マニフェストで処理 (紙 ・電子)]
理		廃バッテリーの処理は 適正回収ルートで処理・マニフェストで処理(紙・電子)	
	⑥ 廃塗料の適正処理をしていますか。	★ 廃塗料の取扱い状況、および扱う場合は廃塗料からシンナーを取り除く装置を使用する等、適正処理状況は ************************************	*
		次の通り。 有 ・ 無	-
		有の場合: 廃塗料の処理は 自社保有の除去装置で処理・マニフェストで処理(紙・電子)	1
	(7) 途料、シンナー等の取扱量を把握	★ PRTR法に基づき、途料、シンナー等の取扱量の把握状況は、次の通り。	*
	していますか。	(※ 従業員数21人以上で、年間の取扱量が1t以上の場合は、県等への届出の義務がある。)	
		把握している ・ 把握していない	
	① 引取業者、フロン類回収業者の登	★ 自動車リサイクル法に基づき、府県市およびリサイクル促進センターに引取業者、フロン類回収業者の	*
使	録および「標識」の掲示をしてい ますか。	事業者登録、並びに登録事業者「標識」または登録通知書の掲示、その他使用済自動車の電子マニフェスト の交付やフロン類回収・破壊の適正処理の状況は、次の通り。	
用		引取業者 有(年 月 日付 号)・無 回収業者 有(年 月 日付 号)・無	引取・回収
済		引取業者 有 ・ 無 回収業者 有 ・ 無	の写し添付人 引取・回収
自動		引取業者 有・無回収業者 有・無	の写し添付し
車	②電子マニフェストを交付し、適正	★ 引取業者の移動報告 (引取・引渡) は 自社で行っている (※他の業者に委託していないこと)	*
サ	処理をしていますか。	フロン類回収業者の移動報告(")は 自社で行っている ・ 他の業者に委託している	†
処	③フロン類回収・破壊の適正処理、	★ フロン回収機の保有の有無 自己保有 · 借用(借用契約等で自治体へ申請の場合)	*
理	および年次報告をしていますか。	フロン類の回収処理作業は 自社で行っている ・ 他の業者に委託している	1
L		回収量の年次報告の有無 有・無(年次報告については回収量無しでも報告が必要)	

	基 準 項 目	実 施 状 況 調 査 項 目	チェック欄
	① 二酸化炭素 (CO2) の排出量を 把握していますか。	★ (社)日本自動車整備振興会連合会の環境家計簿等を活用し、CO2排出量の把握状況は次の通り。	*
	※ 環境家計簿システム以外の方法に	- 環境家計簿システムに登録 している ・ していない (システムで把握している)	
	よりCO2排出量を把握している場		
	は、そのシステムの内容の判る資料を添け。		
	② CO2排出量の削減に繋がる		*
	組みを行っていますか。	① エアコンプレッサーの圧縮エア漏れの防止体制(有・無)② 洗車時の筋水の実行体制(有・無)	*
		③ 温水洗車機の灯油の使用量の削減体制(有・無) ④ 適切な室温の設定・管理体制(有・無)	
		⑤ 照明電力の削減の実施体制(有・無) ⑥ 省工ネ機器の活用体制(有・無)	
環		⑦ 不要な電源オフの実行体制(有・無) 8 待機電力の削減体制(有・無)	
>/K	③ エコ整備・点検整備について	広 ★CO2削減で効果のある点検整備でついての広報の状況は次の通り。	*
	報していますか。 ④ 自動式車両洗浄施設 (門型自動洗	ポスターの掲示 チラシの配布・備付 口頭こよる説明 その他()	*
境	車機の設置届出をしていますか。	▼ 日野氏中門(万字)地域 (「子室日野)(元中(数) りん文画(八元、わより日(百)中 マル田山 (田山)「安りル場口ではく) はびいり通り。	٠
	※ スチーム洗車機 お除く。	門型自動洗車機の設置の有無 有 ・ 無 無 一	届出書の
		自治体への設置届出について 府・県・市 (平成 年 月 日付)	【写し添付】
保		公共下水道管理者への届出 市 (平成 年 月 日付)	
	⑤ 騒音・振動についてコンプレッサー 等の設置届出をしていますか。	- ★ 騒音規制法、振動規制法により、定格出力が7.5Kw以上のものを設置の場合は自治体への届出の義務があります。 その状況は次の通り。 (府県市の条例等において基準が異なる場合にはその基準による。)	* (届出書の)
	, ,	コンプレッサーの届出の有無 有 ・ 無 (コンプレッサーの能力 Kwを使用)	【写し添付】
全	⑥ 塗装ブースの設置の届出をしている		*
	すか。	設置が義務付けられていますが、その状況は次の通り。 塗装ブースの設置の有無 有 ・ 無	
		有機容が設備設置の届出は 労働基準監督署(平成 年 月 日付)	届出書の
\mathcal{O}		有の場合 集型装置等の設置の有無 有・無	【写し添付】
	 ⑦ 作業場や駐車場等にオイルやLL(*
	等がこぼれていませんか。	オイルやLLC等のこぼれの有無 作業場等の床面に油脂質等ほれの有無	
向		(有 ・ 無) (有 ・ 無)	
	⑧ごみ箱や廃棄物置場は廃棄物が溢		*
	ていませんか。	廃棄物の保管管理はどうされていますか 定期的に処分し大量の保管はない ・ 管理していない	
上	⑨ 敷地水ご廃棄物、廃車、廃タイヤ等		*
	が放置されていませんか。	保管状況はどの様にされていますかが、対応の場所に分別保管しているが、対応している。	
	⑩ 敷地内(作業場、ショールーム、『 務所の整理整頓、雑草の除去を定	★ 作業場ショールーム事務所の整理整頓は 毎週実施 · その他()	*
	期的に行っていますか。	敷地内の雑草の除去は 毎月1回 ・ (年に 回実施 ・ していない	
	① 浄化槽(油水分離層を含む)の清熱	★ 浄化槽 (油水分離層) 等は、次の通り点検と清掃を行いオイル等の流出防止に努めている。	*
	を定期的に行っていますか。	定期的に清掃している・・ 清掃していない(理由)	
	② 一般廃棄物を適正処理しています		*
	焼却していませんか。	排出・分別していない(理由:) していない・している(理由)	*
	③ 苦樹策に努めていますか。	★ 近隣から悪臭・振動・騒音などの苦情は 出ていない ・ 出ている (理由:)	*
IJ	① お客様へのリサイクル部品情報の 提供を行っていますか。	★ 整備の依頼を受けたときに、リサイクル部品の使用が可能な旨の情報の提供は次の通り。	*
サ	② リサイクル部品取扱 工場である	★フロント等にリサイクル部品取扱が可能な旨の掲示、リサイクル部品の現物、カタログ等の例示状況は次の通り。	*
サ	ことの案内や掲示をしていますか。	第八個子の有無 有 ・ 無	
1		リサイクル部品の例示の有無 有(方法: 現物・カタログ等・)・無	
ク	③ リサイクル部品入手先の確果、お	★ リサイクル部品の入手が可能な部品販売店等の確果、および入手先の掲示状況は、次の通り。	*
	よび掲示をしていますか。	入手先の有無 有(方法: 部品商・解体業者・)・無	
ル		入手先の掲示の有無 有 ・ 無	
部	④ リサイクル部品の保証期間の説明を	★お客様こリビルト部品、リユース部品の保証期間に関する説明状況は次の通り。	*
밆	していますか。	リビルト (再生) 部品の場合は している (方法:)・していない	
		リユース 便制)部品の場合は している (方法:)・していない	
0	⑤ リサイクル部品の使用状況を把握	★ ユーザー等からのリサイクル部品の使用体頼に積極的に応じ、主に次の部品を使用している。	*
活	していますか。		
用		使用した部品名・個数・量	
/ 14			

	がかしているとかか。)	0 (1741		の(注目	,	-1-		
	③ 苦情対策に努めていますか。	★ 近隣から悪臭・振動・騒音など	が苦情は出	出ていない	・出てい	る 健油:)	*		
11	①お客様へのリサイクル部品情報の	★整備の依頼を受けたときに、リー	サイクル部品の	吏用が可能な	に旨の情報の想	供状の	重り。		*		
IJ	提供を行っていますか。	部品情報の提供方法は	カタログ等	•	頭 •	その他()			
サ	② リサイクル部品取扱い工場である	★ フロント等にリサイクル部品取	扱 が可能な旨の	が掲示しま	ナイクル部品の	現物、カク	タログ等の例示	犬兄は次の通り。	*		
,	ことの案内や掲示をしていますか。	案外掲示の有無	有	•	無						
1		リサイクル部品の例示の有無 有 (方法: 現物・ カタログ等・)・無									
ク	③ リサイクル部品入手先の確保、お	★ リサイクル部品の入手が可能な	部品販売店等の	御呆、およて	バチ先の掲示	状況よど	欠の通り。		*		
ル	よび掲示をしていますか。	入手先の有無	有(方法:	部品商	• 解体業者	•)・無			
		入手先の掲示の有無	有	•	無						
部	④ リサイクル部品の保証期間の説明を	★お客様にリビルト部品、リユー	ス部品の保証期	郡に関する認	別状況は次の	通り。			*		
品	していますか。	リビルト (再生) 部品の場合は	している(別	去:)・していない			
\mathcal{O}		リユース 傳使用) 部品の場合は	している(別	去:)・していない			
0)	⑤ リサイクル部品の使用状況を把握	★ユーザー等からのリサイクル部。	品の使用依頼ご		、主に次の音	品を使用し	している。		*		
活	していますか。										
用		使用した部品名・個数・量									
) II											
/#/ I`	어디 이 디디 디로 마시크) 1마셔(앤//)		I == a			1)#s-b 10 .1	- 2])				
(附:	近の見取図を貼付又は別紙添付)		上記0)記載内容	は事実に相	遅めりま	させん。				
				平成	年	月	日				
				事業	£.						
				事業者 代表者	-				印		
				1/4/1	∠ H				⊢l₁		
			_								

環境保全優良自動車関連事業場申請書

申請	手 月日	平成	年	月	日	認証番号		指定番号	認定社	子
事業者の氏	名又は名称					事業場	の名称			
住	所					住	所			
電	話					電	話			
業種		所属団体				担当責任	任者 役職又	には職名	氏 名	

旧運輸支局長等表彰()年度・()年度 旧近畿運輸局長表彰()年度 表彰受賞歴 新運輸支局長等表彰 (

表 彰 基 準 達 成 状 況 表

⑤ 下表の各基準項目に従い、実施状況調査項目欄に必要事項を記入、または、該当するものに○をしてください。 ★ (チュ

9	下衣の合基準項目に	-促以、 关旭仏仏帆		- 化安尹识包		/こ/よ	2 80710		/CCV %	本 (ノエ)	プライ関(よ記して	しないし、	(/cd/)	
	基 準 項	目		美	施	状	況	調	査	項	目		チェック欄	
	① 許可収集運搬業者 との契約をしてい	きすか。	★ 廃棄物が 次の通		づき、廃棄	物の種類に含	合致した許可	可収集運搬	業者・中間 	処理業者との	の個別の契約状	代況は	*	
	-	収集運搬業者名												
産	-	廃棄物の種類											(契約書の 写し添付)	
	-	許可番号											(301411)	
৵	=	契約の有効期限	年	月日	年	月 日	年	月日	年	月日	年	月日		
業	_	中間処理業者名												
		廃棄物の種類											契約書の	
廃		許可番号											【写し添付】	
//		契約の有効期限	年		年 A D1 D	月日	年 D. D.	月日	年のより		,	月日	ala	
	② 廃棄物の種類ごとを交付しています		· ·			32、CI、C2 渡す義務あり		-		31以下の祟を	一廃棄物処理法	に基づさ	*	
棄	(紙・	電子)	金属		プラ類	廃ガラス		廃 油		カリ(LLC	等) 汚	泥		
			有・弁	無 有	• 無	有・無	荒 7	有・無		有・無	有	• 無		
	③ マニフェストの3 て、管理と保管を						回付される			状況は次の追			*	
物		に関する報告を行	マニフェ	ェスト交付台	強の有無			有		•	無		【 交付台帳 】 【 写し添付 】	
	っていますか。			兄の管理は				適正に行っ		•	していない		(30 m)	
£-£-	(A) 立場(表 在) (M) (A) (A)	伊佐 アハナ				報告を都道			提出してい		していない	出版の		
等	④ 産業廃棄物を分別すか。	が作っていま				い未食場所の 品目) ごとの					雨水対策の屋	的及 等 (/)		
の				別保管は				・して	, -	·)		
•	⑤ 廃タイヤ、廃バッ 理をしていますが			★ タイヤ販売店等、自動車電装品販売店等の個々で構成する適正回収ルート、またはマニフェストを交付して 廃棄物処理法に基づく適正処理状況は次の通り。										
	, LE 0 (1 St) N	, 0	廃タイヤの処理は											
処			<i>7 7</i> .	・リーの処理							心理(紙・ 1	,		
	⑥廃塗料の適正処理	里をしていますか。	次の通	9 。		扱う場合は原 	発塗料から	シンナーをI 有	取り除く装	置を使用する	5等、適正処理 無	製状況は 	*	
理				の取扱いの有			551/0+a							
生	⑦ 塗料、シンナー等	等の取扱量を把握	1, %,	: 廃塗料R 法に基づ	,	 シンナー等の					で処理(紙・	電子)	*	
	していますか。			業員数21	人以上で、	年間の取扱量	量が1t以	上の場合は、	県等への	。 届出の義務が	がある。)		•	
				把握	している	•	į	把握してレ	ない					
	 引取業者、フロン 録および「標識」 ますか。 		事業者	登録、並び	こ登録事業		または登録	通知書の掲	-		コン類回収業者 車の電子マニフ		*	
使用	府・市への登録の	D有無	引取業者	有(年	月 日付		号)・無	回収業者	有(年	月 日付	-	号)・無	引取・回収 の写し添付	
済	リサイクル促進センター	への登録の有無	引取業者	有	•	無		回収業者		有 •	無		引取・回収	
自	「標識」又は登録通知	印書の掲示の有無	引取業者	有	•	無		回収業者		有・	無		の写し添付し	
動車	② 電子マニフェスト		★ 引取業	者の移動報	告(引取・	引渡)は	自社で行	っている	(※他の業	者に委託して	こいないこと)		*	
の	処理をしています		フロン類	回収業者の	移動報告	(") は	自社で行	っている	· 他	」の業者に委託	托している			
処	③ フロン類回収・砂	対壊の適正処理	★フロン	回収機の保		自己保有	• 借	用(借用	契約等で自治	合体へ申請の場	場合)	*		
理		手次報告をしていますか。		フロン類の回収処理作業は				自社で行っている ・ 他の業者に委託している						
			回収量	の年次報告	の有無		有 •	無 (年次報	発告につい	ては回収量無	しでも報告が	必要)		

	基 準 項 目	実	施 状	況	調 査	項	 ∄	チェック欄
	① 二酸化炭素 (CO2) の排出量を	★(社)日本自動車整備)環境家計簿等	データング (1975年) (1975年			*
	把握していますか。	環境家計簿システムに登録	している・し		1 2 11/11 0 (ムで把握している)	
	※ 環境家計簿システム以外の方法によりCO2排出量を把握している場合		年		101 H			
	は、そのシステムの内容の判る資料	CO2排出量を把握	,	月~年		<u> </u>	k g-CO2	
	を添す。	入庫台数	年	月~ 年 T	月の1年	•	台	
	※電気、ガス、油脂類の使用量が	年 月~1年	年 月~1年	年月	~ 年	年 月~1年	年 月~1年	
	確認できる領収書等を添付。	kgco2/台	kgco2/台	kg-c	202/台	kg-co2/台	kgco2/台	
	② C O2排出量の削減に繋がる取組	★次の8項目の取組みを実施	立できる体制を整備	前している状況 は	次の通り。			
	みを行っていますか。	① エアコンプレッサーの圧	縮エア漏れの防止体	楠(侑・無)	② 洗車時の館	節水の実行体制(有•無	*
	※平成21年5月 日整連発行の 「地球温暖化防止推進マニュアル	③ 温水洗車機の灯油の使用	量の削減体制(有	•無	④ 適切な室	温 の設定・管理体	削(有・無)	
境	「地球温暖化防止推進マーユノル」の取組を参考に。	⑤ 照明電力の削減の実施体	制(有・無)		⑥ 省工後		·無	
96		⑦ 不要な電源オフの実行体	制 (有・無)		(8) 待機電力の	が減体制(有・無	Ⅲ)	
	③ エコ整備・点検整備について広報			大学の光泡汁がの		- 11 ab Sal 1 de 3 (12 - 2)		
保	していますか。		-		<u></u>	その他 (*
F 1 *	④ 自動式車両洗浄施設(門型自動洗	7,7	チラシの配布・備)	*
	車機の設置届出をしていますか。	★ 自動式車両洗浄施設 (門	型自動洗車機)の記	没置状況、および 	自治体への届出	は(届出不要の場合	きを除く)は次の通り。 	
全	※ スチーム洗車機 は除く。	門型自動洗車機の設置の有	無		有	• 無		
	⑤ 騒音・振動についてコンプレッサー	★ 騒音焼焼 振動焼 は					出の義務があります。	.
	等の設置届出をしていますか。	その状況は次の通り。 (府コンプレッサーの届出の有		いて基準が異なる 有・無無	場合にはその		Kwを使用)	*
向								
	⑥ 塗装ブースの設置の届出をしていますか。	★ 労働安全衛生法に従い塗装 設置が義務付けられてい			監督署への有機		出と共に集塵装置等の	*
	, w 6		3777 (2127)	39 (17,227)	有	• •		
上		王30 7 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 1						
	⑦ ★作業場や駐車場等に土壌汚染の	原因となるオイルやLL	C等がこぼれて	ていませんか。		はい	・いいえ	
	⑧ ★ごみ箱や廃棄物置場は水質汚濁	ー や土壌汚染の原因となり	ます。廃棄物の	の保管管理は通	適切ですか。			
	⑨ ★敷地内に廃棄物、廃車、廃タイヤ等の	保管は適切ですか。						
		、事務所)の整理整頓、	雑草の除去を気		ていますか。			
	⑪ ★浄化槽(油水分離層を含む)は定期が	に点検と清掃を行いオイル等の	の流出防止に努めて	ていますか。		はい	・いいえ	
	② ★ 一般廃棄物を適正処理しています。	か。焼却していませんか。				はい	・いいえ	*
	③ ★ 苦討策に努めていますか。 近隣か		は出ていませんか	, ,		はい	・いいえ	
		★ 整備の依頼を受けたとき			台とナッヒーのトキュロ			*
	① お客様へのリサイクル部品情報の 提供を行っていますか。	★ 整個の採集を受けたとさ	に、ソサイクル	部部の火火用がり	肥/よ日/グ 育報(が定点は火の通り) ₀	*
IJ		部品情報の提供方法は	カタログ等	•,		· `		
	② リサイクル部品取扱 T場である ことの案内や掲示をしていますか。	★ フロント等にリサイクル部 案内掲示の有無	品取扱が可能な		イクル部品の現場 無	勿、カタログ等の	外が状況は次の通り。	*
サ		乳が弱い/月無 リサイクル部品の例示の有無		<u>・</u> 現物 ・ カタ) ・無	
1	③ リサイクル部品入手先の確保、お	★ リサイクル部品の入手が可) ///	*
ク	よび掲示をしていますか。	入手先の有無		部品商 • 角)・無	
ル		入手先の掲示の有無	有		無		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	④ リサイクル部品の保証期間の説明を	★お客様こリビルト部品、リ	ユース部品の保証	期間に関する説		Ŋ _。		*
部	していますか。	リビルト (再生) 部品の場合は	しているけ	法:)・していない	
밆		リユース 傳使用) 部品の場合(はしているけ	法:)・していない	
の		★ユーザー等からのリサイク	ブル部品の使用依	頼に積極的に応	じ、主に次の	部品を使用してい		*
活	していますか。							
	※ 過去1年程度の使用実績を記入							
用		吏用した部品名・個数・量						

上記の記載内容は事実に相違ありません。

平成 年 月 日

事業者名 代表者名

印

産業廃棄物用マニフェスト交付台帳

管理責任者氏名:()

管埋責任者!			マニフェスト	В 2 票	D 票	E 票	, <u></u>
交付年月日	廃棄物の 種 類	排出量	(伝票番号)	受領日	受領日	E 票 受領日	備考

- ・収集運搬業者、中間処理業者と個別に、行政の許可証の内容を確認の上、委託契約を締結していること。
- ・種類の欄は、「廃プラスチック類」・「金属くず」・「ガラス及び陶磁器くず」・「廃油」、「LLC」・「汚泥」等を記入すること。
- ・90日以内にD票、180日以内にE票が回付されない場合は、処理報告書を滋賀県に提出すること。
- ・紙マニフェストの保存期間は、5年間保存すること。
- ・紙マニフェストにより年間排出量等(4/1~3/31分)を集計し、当該年度の6月30日までに滋賀県への報告が義務付けられています。